

## 実質的支配者の判定

1. 実質的支配者はお客様の事業形態によって判定が異なります。まずはABCいずれに該当するかご確認ください。

**【A】国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、上場企業、上場企業子会社、法人格をもたない社団・財団（法人化していないマンション管理組合など）**

**【B】非上場の株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社**

**【C】合同会社、合名会社、合資会社、一般社団・財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、医療法人など**

2. ABCの中から該当する項目をご覧になり、実質的支配者を判定してください。

**【A】国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、上場企業、上場企業子会社、法人格をもたない社団・財団（法人化していないマンション管理組合など）**

国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、上場企業、上場企業子会社、または法人格をもたない社団・財団（法人化していないマンション管理組合など）などは自然人とみなされるため、原則として実質的支配者のご申告は不要です。

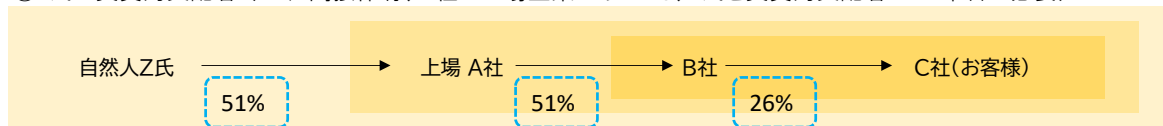
ただし、上場企業または上場企業の子会社であっても、議決権の25%超を保有する自然人がいらっしゃる場合はご申告が必要です。（※図1 参照）

### ※図1 上場企業、上場企業子会社の例

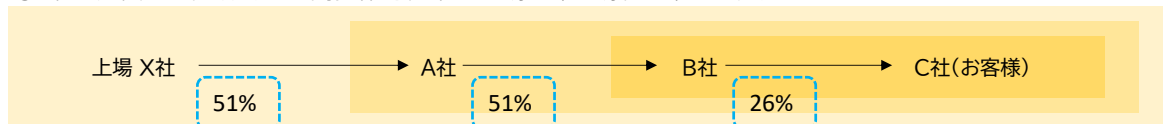
①Z氏が実質的支配者（26%直接保有、C社が上場企業であっても、Z氏を実質的支配者として申告が必要）



②Z氏が実質的支配者（26%間接保有、A社が上場企業であっても、Z氏を実質的支配者として申告が必要）

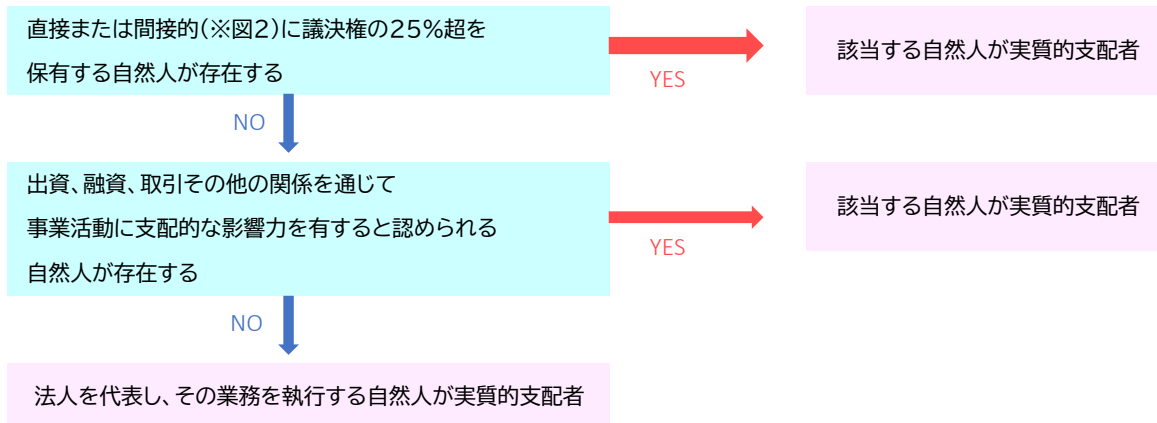


③X社が実質的支配者（26%間接保有、X社が上場企業の場合は申告不要）



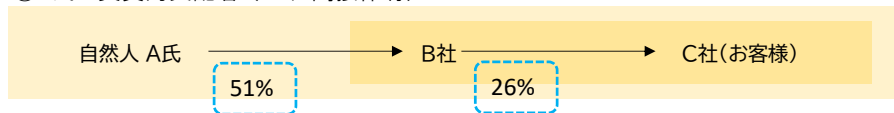
## 【B】非上場の株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社

以下のYes/Noチャートで実質的支配者を判定してください。

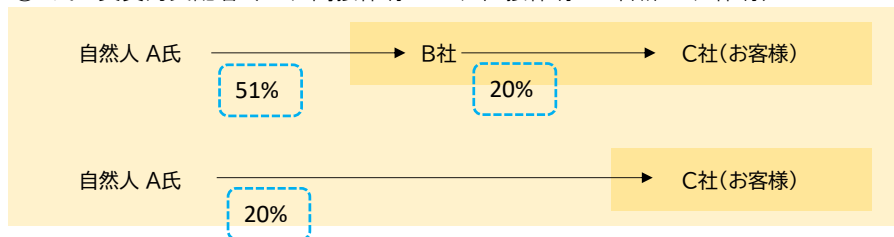


### ※図2 間接的な議決権保有の例

①A氏が実質的支配者（26%間接保有）



②A氏が実質的支配者（20%間接保有+20%直接保有 → 合計40%保有）



## 【C】合同会社、合名会社、合資会社、一般社団・財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、医療法人など

以下のYes/Noチャートで実質的支配者を判定してください。

